

平成26年5月12日

各 位

会 社 名 ダイヤモンド電機株式会社

代表者名 代表取締役社長 栗田 裕功

(コード 6895 東証第二部)

問合せ先 取締役管理本部長 安藤 武始

(TEL 06-4799-6890)

第三者割当増資による優先株式発行、定款の一部変更並びに 資本金の額及び資本準備金の額の減少について

当社は、平成26年5月12日開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合(以下「割当先」といいます。)に対して第三者割当により総額15億円のA種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)を発行すること(以下「本第三者割当増資」といいます。)、割当先との間で、割当先が本優先株式を引き受けること等に関する平成26年5月12日付投資契約(以下「本投資契約」といいます。)を締結すること、並びに平成26年6月27日開催予定の第75期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に本優先株式の発行に係る議案及び本優先株式の発行等に伴う定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、本取締役会において、本優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金増加分につき資本金及び資本準備金を減少することを決議いたしました(以下「資本金の額及び資本準備金の額の減少」といいます。)ので、併せてお知らせいたします。

なお、本優先株式の発行は、本定時株主総会における本優先株式の発行に係る議案及び上記の定款の一部変更に係る議案の承認が得られることを条件としており、資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本優先株式の発行の効力が生じることを条件としています。

記

I. 第三者割当増資による優先株式発行

新規の優先株式は「A種優先株式」とし、有利子負債を抑制しながら自己資本の改善を図ることを目的とした資金を確保することを目的として発行いたします。本優先株式の発行総額は15億円であり、手取金の全額を設備投資及び長期借入金返済に充当する予定です。

本優先株式の発行日は、平成26年7月31日であり、平成26年6月27日開催予定の第75期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)における議案(「定款一部変更の件」「第三者割当による優先株式発行の件」)の承認を条件としています。

1. 本優先株式発行の概要

(1)	払 込 期 日 (発 行 日)	平成26年7月31日
(2)	発 行 新 株 式 数	A種優先株式 150株
(3)	発 行 価 額 (払込金額)	1 株につき 金10,000,000円
(4)	調達資金の額	1,500,000,000円
(5)	当初転換価額	342円
(6)	優 先 配 当	優先配当率 年率7.1% 優先配当金 1株につき710,000円
(7)	募集又は割当方法 (割 当 先)	UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合に 対する第三者割当方式
(8)	募集時における 発行済株式数 (平成26年5月12日現在)	普通株式 9, 149, 400株
(9)	募集(発行)後における 発 行 済 株 式 総 数	普通株式 9, 149, 400株 A種優先株式 150株

2. 本優先株式の発行の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、平成20年秋に発生したリーマンショックからの回復過程において、東南アジアを中心とした新興国市場の成長性に着目し、当該地域への生産拠点の設置等積極的な投資活動を展開してまいりました。技術開発面では、自動車の燃費向上に向けた制御の電子化の進展、代替エネルギー市場の拡大等に伴う新製品開発の強化が急務となっており、高水準の研究開発費の投入が続いております。これらに必要な資金は主として銀行からの借入れで調達しております。

また、今後の長期的な事業環境につきましても、自動車機器事業、電子機器事業ともにグローバル化の進展に伴う海外生産拠点の整備、新製品開発競争の激化が継続するものと考えられ、今後も多額の投資負担の発生が想定されます。

一方、平成26年3月期に米国独禁法違反に関する米国司法省との司法取引契約締結に伴い連結ベースで特別損失20億86百万円を計上したことにより、11億5百万円の当期純損失を計上し、純資産は68億59百万円と平成20年3月期に比べて17億85百万円減少しております。

このような状況を踏まえ、当社といたしましては、毀損した自己資本を増強し、有利子負債とのバランスを早期に改善することにより、安定した経営基盤の下で、グローバルでの競争力アップ、新製品開発を通じて、金融機関や取引先からの信用の維持向上を図るべきと考えております。

当社の事業目的及び経営方針を深くご理解いただける投資家様に対して優先株式を発行することは、財務基盤の安定化と、今後の事業推進に必要な投資資金等の確保の両面を満たす調達手法であり、かつ、金融機関の弊社に対する与信評価の維持・向上と金融面でのご協力を継続していただく最善の方法であり、当社の長期的な株主価値の維持・向上に資するものと判断し、本日開催の取締役会において、本優先株式の発行を決議いたしました。

(2) 本優先株式による資金調達を実施する理由

当社は、平成26年3月期において、連結ベースで11億5百万円の当期純損失を計上し、純資産の部が大きく毀損していることに鑑みて、早急に財務体質の改善を図ることが必要であるとの判断に至りました。

このように、財務体質の安定化を図る一方、既存株主の皆様への影響にも配慮し、様々な資金調達の選択肢を検討してまいりましたが、平成26年3月期決算における当社の財務状況に鑑みると、借入等による負債性の資金調達よりも、資本性のある資金調達を実施することにより、自己資本の増強を図ることが適切であると考えております。

現在の経済情勢、資本市場の状況、当社の財政状況を勘案すると、市場からの資金調達は困難であり、当社普通株式による資金調達は、当社普通株式の株価水準や株式流動性に鑑みると、普通株式による公募増資では今回の割当先及び発行予定額の確保に不確実性があることに加えて、直ちに普通株式の大幅な希薄化を生じさせ、既存株主の株主価値を損ないかねないことから、適切ではな

いと判断いたしました。また、普通株式による第三者割当増資につきましても、当社事業の独立性 の確保を念頭に割当先や引受額を検討する中で、適切ではないと判断いたしました。

当社は、割当先から本優先株式に係る条件提示を受けて、当該条件につき慎重に検討し、また、割当先との間で慎重に交渉・協議を重ねました。その結果、現金償還を主として想定した資金調達・自己資本の増強策として、割当先との間で、本優先株式の発行について合意いたしました。本優先株式は、後記(4)①に記載のとおり、普通株式を対価とする取得請求による普通株式の希薄化が極力抑制された内容であること、昨今のメザニンファイナンスの優先株式における調達環境を踏まえると本優先株式の配当率が妥当な水準にあること、昨年度末に作成した中長期計画に準じれば、売上拡大及び当期純利益の積上げが見込まれ、早期の買入消却が可能となる結果、財務体質の安定化により、今後の金融機関からの借入れ調達コストの維持・抑制や調達余力の拡大が見込まれること等の理由から、当社の事業目的及び経営方針に深い理解を有する投資家に対して、本優先株式を発行することが最善の選択であると判断いたしました。

(3) 本優先株主による金銭対価の取得請求について

割当先による金銭を対価とする取得請求権の行使に関しては、本投資契約において、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。

- (i) 本優先株式の発行日から5年が経過した場合
- (ii) 当社につき、本投資契約に定める義務の違反があった場合
- (iii) 当社が本投資契約に定める表明及び保証の違反をした場合(但し、軽微な違反を除く。)
- (iv) 当社の各事業年度の有価証券報告書が提出された場合において、当該有価証券報告書に 記載される財務諸表に基づき算出される各事業年度の末日における当社の分配可能額 が、当該各事業年度の末日現在の割当先の保有する本優先株式の合計株数にその時点を 金銭対価取得請求権取得日として算出される本優先株式1株あたりの取得価額を乗じた 金額を下回った場合
- (v) 当社の平成27年3月期以降の各年度の決算期における単体又は連結の損益計算書に示される営業損益又は経常損益のいずれかが2期連続で損失となった場合

なお、当社は、売上拡大及び当期純利益の積上げ等を通じて、上記(iv)、(v)に該当することのないよう経営努力をしていく所存です。

(4) 本優先株式発行による普通株式の希薄化について

本優先株式の内容として、本優先株式を有する株主(以下「本優先株主」といいます。)は、当社に対し当社普通株式を対価として本優先株式の取得を請求することができる旨の規定が設けられており、当該請求に基づき当社普通株式の交付がなされた場合には、当社普通株式について一定の希薄化が生じることがあります。しかしながら、本優先株式については、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加(希薄化)を極力抑制するため、以下に掲げる措置を講じております。

- ① 合意による普通株式を対価とする取得請求の制約について
 - 割当先による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関しては、本投資契約において、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。
- (i) 本優先株式に対する金銭による剰余金の配当が、連続する2事業年度を通じて一度も行われなかった場合
- (ii) 上記(3)(ii)又は(iii)記載の事由が発生した場合
- (iii) 上記(3)(i)、(iv)又は(v)記載の事由が発生した日から6ヶ月間が経過した場合上記のとおり、本投資契約上、当社が本優先株式に対する配当を実施し、かつ当該契約上の義務を履行している限り、割当先は原則として当社普通株式を対価とする取得請求権を行使することはできません。また、上記(iii)のとおり、基本的には、普通株式を対価とする取得請求権に先立ち、金銭対価の取得請求権への制約が外れることにより、割当先は主として金銭による償還を先行させることを想定しているため、割当先による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使が認められるのは、極めて例外的な場合に限定されると考えております。

② 転換価額の下限の設定

当社普通株式を対価とする取得請求権に基づき当社が本優先株主に交付する当社普通株式の当初転換価額は342円であり、当初転換価額で取得請求権が行使された場合(当該時点までの期間に対応するA種優先配当金は、全額支払われていると仮定して試算しております。以下同じです。)、4,385,964株(本優先株式発行前の発行済普通株式数の47.94%(小数点以下第3位を四捨五入))の普通株式が交付されます。転換価額は、平成27年1月31日以降の毎年7月31日及び1月31日(転換価額修正日)において、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(修正後転換価額)に修正されます。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%(下限転換価額)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とします。そのため、仮に本優先株式の発行後に当社の株価が下落した場合であっても、転換価額の下限が一定額に固定されているため、一定以上の希薄化は抑制されることになります。下限転換価額で取得請求権が行使された場合、8,771,929株(本優先株式発行前の発行済普通株式数の95.87%(小数点以下第3位を四捨五入))の普通株式が交付されます。

③ 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成27年7月31日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、 当該日において、本優先株主の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換 えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされ、当社はその選択によ り金銭を対価として本優先株式を取得することが可能となっております。本優先株式の取得 価額は、1株当たりの払込金額に取得日までの累積未払A種優先配当金の額(但し、本優先 株式の発行要項に従って計算されます。)を加えた金額となります。

議決権

本優先株主は法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権を有さず、当社普通株式の議決権の希薄化に配慮した設計としております。

(5) 割当先との本投資契約における合意について

当社は、本投資契約において、割当先による取得請求に制約を設ける一方、将来の現金償還請求 (金銭を対価とする取得請求) に対応する分配可能額及び資金を確保して普通株式を対価とする取得請求が行使されることを避けること、また当社の財務的健全性を確保すること等を目的として、割当先に対し主に次に掲げる遵守事項を負っております。

- (i) 当社グループの主たる事業を営むのに必要な許可等を維持すること、全ての法令等を重要な点において遵守して事業を継続すること、及び、当社グループの主たる事業内容を変更しないこと。
- (ii) 割当先の事前承諾なしに、当社のグループ構成を変更しないこと、組織再編(但し、当社グループ内及び当社グループ全体の観点から見て重要でないものについてはこの限りではない。)を行わないこと、並びに定款変更、合併、事業譲渡及び重要な資産の譲渡等の重要な変更を行わないこと。但し、割当先は、かかる承諾を不合理に留保又は拒絶しないものとする。
- (iii) 割当先の保有する本優先株式の合計株数に本優先株式1株あたりの取得価額を乗じた金額が、当社の分配可能額を上回ることとなるような内容の普通株式への剰余金の配当を行わないこと。
- (iv) 当社の発行可能株式総数から発行済株式の総数を控除して得た数が、本優先株式の全て について、通常下限行使価格で行われる普通株対価取得請求を行った場合に割当先が取 得することとなる普通株式数を超えている状態を維持すること。
- (v) 法令等及び本投資契約に定める場合のほか、割当先の承諾なく普通株式を対象とする自己株式の取得を行わないこと。

なお、割当先は、保有する本優先株式の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当該譲渡の 10営業日前までに、本優先株式の譲渡予定の概要(譲渡予定先の氏名又は名称、譲渡予定株式数及 び譲渡予定日)を当社に書面により通知し、当社と誠実に協議すること、並びに、当該譲渡予定先 をして本投資契約上の割当先の義務を負う旨の書面を当社に対して提出させることを約しています。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額

1	払込金額の総額	1, 500, 000, 000 円
2	発行諸費用の概算額	49, 500, 000 円
3	差引手取概算額	1, 450, 500, 000 円

※発行諸費用の概算額は、登録免許税 (10,500,000円)、割当先に対するアップフロントフィー (30,000,000円)、フィナンシャルアドバイザーに対する株式評価業務及び書類作成補助業務に係る費用 (3,500,000円) 及び弁護士費用等 (5,500,000円) を前提として試算しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

自動車機器事業(点火コイル等)及び電子機器事業(電子制御部品)ともに、グローバルな受注活動が功を奏し、アセアン地区での受注済案件の点火コイル生産設備増強や、米国及びハンガリーにおける同様の生産設備増強を予定しております。

特にインドネシア子会社では、工場設備の新設(平成26年10月から平成27年3月)を予定しており、上記の増産設備対応のため、連結ベースで23億円の設備投資を計画しております。また、昨年度は、中国子会社の設備投資、インド・タイ子会社の増資をしたことにより、連結ベース借入残高が78億円と高止まっております。

そのため、今回の優先株式発行で得た調達資金15億円を、主に設備投資資金に充当し、一部を長期借入金返済に使用し、有利子負債を抑制しながら自己資本の改善を図りたいと思います。 詳細は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (千円)	支出予定時期
① 中国子会社での点火コイル増産ライン	380, 000	平成26年8月 ~ 平成26年12月
② 米国子会社での新規量産設備及び金型	260, 000	平成26年10月 ~ 平成27年2月
③ インドネシア子会社での新規工場製造設備	280, 000	平成26年10月 ~ 平成27年3月
④ ハンガリー子会社での点火コイル増産ライン	160, 000	平成26年8月 ~ 平成26年12月
⑤ 長期借入金の返済	370,000	平成27年3月

なお、調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式の発行により調達する資金を基に、上記3.(2)に具体的に記載のとおりの設備投資及び長期借入金返済を行うことにより、安定した経営基盤の下で、グローバルでの競争力アップ、新製品開発を通じて、金融機関や取引先からの信用の維持向上を図ることが可能となり、既存株主の皆様にとっても合理性があるものと判断します。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の払込金額の決定に際して、フィナンシャルアドバイザーである株式会社プルータス・コンサルティングに本優先株式の価格算定を依頼し、株式価値算定書を受領いたしました。当該算定書によれば、本優先株式の価格は、優先配当率(7.1%)、株価(360円/株)、普通株式配当率(0.83%)、無リスク利子率(0.191%)、株価変動性(42.11%)、当社の行動として本優先株式発行後5年後の時点において取得条項を発動すること等の一定の前提の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定されております。

なお、本優先株式の価値算定結果の詳細は、下記のとおりであります。

① 本優先株式の評価額については、1株当たり9,735,000円です。

② 本優先株式の評価に考慮した主な発行条件

名称	数値	採用数値の概要
発行株式数	150株	A種優先株式発行要項の通り
発行価額の総額	1,500,000,000円	A種優先株式発行要項の通り
発行価額	10,000,000円/株	A種優先株式発行要項の通り
優先配当金	7.1%	A種優先株式発行要項の通り
金銭を対価とする	_	A種優先株式発行要項の通り
取得請求権		
金銭を対価とする	_	A種優先株式発行要項の通り
取得条項		

③ 採用数値の概要

0 水川		
名称	数値	採用数値の概要
当初転換価格	342円/株	A種優先株式発行要項の通り
満期までの期間	5年	想定される当事者の行動前提を考慮した期間
株価	360円/株	評価基準日の東京証券取引所における終値
株価変動性	42. 11%	満期までの期間に応じた直近期間の株価情報を週次
		観察して算出
配当利回り	0.83%	配当実績3円に基づき算定
無リスク利子率	0. 191%	満期までの期間に対応した長期国債の流通利回
		りを採用

④ 採用した当社の行動前提および採用した評価モデル

名称	数值	採用数値の概要
当社の行動	_	本優先株式発行後5年後の時点において取得条項を
		発動することを想定
採用した算定手法	_	一般的な株式オプション価格算定モデルであるモン
		テカルロ・シミュレーション

当該算定書の内容を踏まえて慎重に検討いたしました結果、当社は、本優先株式の優先配当率 (7.1%)、本優先株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況並びに本優先株式の流動性等を総合的に勘案の上、本優先株式の発行条件(割当先との本投資契約における条件を含む。)は概ね合理的とされるレベルにあり、資金調達の方法として現時点において最良の選択肢であると判断いたしました。

また、本優先株式の払込金額は、当該株式価値算定書における評価額を上回っているため、本優 先株式の払込金額は会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりま すが、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑 であり、その価値評価については様々な考え方があり得ること等から、株主の皆様の意思を確認す ることが適切であると考え、念のため、本優先株式発行については、本定時株主総会において、会 社法第199 条に基づく特別決議によるご承認を頂く予定です。

なお、本優先株式の当初転換価額は342円(本日の前営業日の東京証券取引所における終値の95%)となります。本優先株式の転換価額は、平成27年1月31日以降の毎年7月31日及び1月31日における時価(転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の95%に相当する金額に修正されますが、修正の下限は、当初転換価額の50%(下限転換価額)となっております。

※本優先株式の詳細につきましては、別添1の発行要項をご参照下さい。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式は、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されたいわゆる「転換型」優先株式であり、当初転換価額で本優先株式の全てが普通株式に転換された場合(当該時点までの期間に対応するA種優先配当金は、全額支払われていると仮定して試算しております。以下同じです。)の希薄化率(本優先株式発行前の発行済普通株式数に係る議決権数に対する、当該転換により交付される普通株式に係る議決権数の比率)は47.94%(小数点以下第3位を四捨五入)となります。なお、下限取得価額(当初転換価額の50%)で本優先株式の全てが普通株式に転換された場合の希薄化率は95.87%(小数点以下第3位を四捨五入)となります。上記のとおり、本優先株式の取得請求により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになりますが、

- ① 本優先株式の発行は、当社の有利子負債を抑制しながら自己資本の改善を図るためには必要 不可欠であり、普通株主に帰属する株主価値の向上に資すると判断できること、及び
- ② 本優先株式は、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加(希薄化)を極力抑制するため、一部の例外を除いて、割当先が当社普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権を行使できるのは、当社が優先配当を継続し、且つ本投資契約に違反がない限り、現金償還の選択権が行使可能となってから6ヶ月間が経過した場合等に限定されること、当初転換価額の修正について6ヶ月に1回の頻度とするとともに、適切な修正の下限を設定すること、当社はその分配可能額に応じて本優先株式を当社の選択により取得することが可能となっており、この場合には取得した本優先株式を消却することにより当該本優先株式に関して交付されうる普通株式が交付されないこと、法令に定めがある場合を除き本優先株式に議決権が付されていないことの措置が講じられており、当社普通株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計となっていること、

により、本優先株式の発行は、当社の普通株主の皆様にとっても合理的であると判断しております。 また、本優先株式発行については、平成26年6月27日開催予定の定時株主総会において、特別決議によるご承認を頂く予定です。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1)	名称	UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合
(2)	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目 9番 6号
(3)	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
(4)	組成目的	有価証券の取得等
(5)	組 成 日	平成 20 年 2 月 15 日
(6)	ファンドの総額	非開示
(7)	出資者・出資比率・出資者の概要	1. 株式会社日本政策投資銀行 代表取締役社長 橋本 徹 東京都千代田区大手町1-9-6 フィナンシャルシティー サウスタワー 2. 株式会社三井住友銀行 頭取兼最高執行役員 國部 毅 東京都千代田区丸の内1-1-2 3. 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役社長 川村 嘉則 東京都港区西新橋3-9-4 なお、出資比率は非開示

(8)	業務執行組合員 の 概 要	名所代役事資名所代役事資名所代役職業本在者氏のを金称地の名容金称地の名	有限会社DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ (有限会社DBJコーポレート・メザニン・パートナー ズは、株式会社日本政策投資銀行の 連結子会社で あり、メザニンファンドの運営・管理を主な事業とし て行っております) 東京都千代田区大手町一丁目 9番 6 号 取締役 三ヶ山 正明 有価証券の取得及び保有等 300万円 株式会社日本政策投資銀行 東京都千代田区大手町一丁目 9番 6 号 代表取締役社長 橋本 徹
		事業内容	金融保険業
		資 本 金	1 兆 2, 069 億 5, 300 万円
(9)	国 内 代 理 人の 概 要	該当事項はあ	りません。
(10)	上場会社と当該ファンドの間の関係	上場会社と当 該ファンドの 間の関係 上場会社と業 務執行組合員 の間の関係	資本関係、取引関係及び人的関係はありません。

※なお、当社は、割当先の出資者である株式会社日本政策投資銀行、株式会社三井住友銀行及び三井住友ファイナンス&リース株式会社の各有価証券報告書に記載されている会社の沿革、役員、主要株主及び内部統制システムの整備状況等を確認し、割当先の出資者、割当先の出資者の役員若しくは子会社又は割当先の出資者の主要株主(以下、「各関係者」という。)が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。また、割当先であるUDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合については、代表者に対する面談等を通じ、各関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、財務バランスの改善のため主要取引銀行からいろいろな提案を受け検討した結果、自己資本の増強を図ることを目的とした優先株式発行を実施する方針を決定いたしました。そして、株式会社日本政策投資銀行は従前より取引もあり当社グループの経営状況等についてご理解いただいていたため、当社グループの事業内容及び将来性を高くご評価いただいている株式会社日本政策投資銀行が業務執行組合員であるUDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合を割当先として選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

当社は、割当先が、本優先株式の取得を原則として中期投資として取り組む意向であり、本優先株式 取得後は、本優先株式の発行要項等の定めに従い本優先株式の保有、現金又は当社普通株式を対価とす る取得請求、普通株式が交付された場合の交付された普通株式の売却等については、実務上対応可能な 限り市場及び当社の財務状況等に配慮して実施されるものと認識しております。

また、割当先からは、発行日から2年以内に本優先株式又は本優先株式の取得と引換えに交付される 当社普通株式の譲渡を行った場合には、その内容を当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証 券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予 定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに出資者の有価証券報告書を確認する等し、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集(発行)後の大株主及び特株比率

(1) 普通株式

募集前(平成26年3月31日現在)	募集後	
ダイヤモンドエンジニアリング株式会社	10. 93%	
池永 重彦	9.99%	
ダイヤモンド電機取引先持株会	8. 59%	
池永 辰朗	7. 34%	
ダイヤモンド電機社員持株会	5. 06%	[⊟+]
豊栄産業株式会社	4. 24%	[同左]
池永 悦治	2.96%	
第一生命保険株式会社	2. 62%	
株式会社三井住友銀行	2. 19%	
株式会社りそな銀行	2. 19%	

(2) A種優先株式

募集前(平成26年3月31日現在)	募集(発行)後
該当なし	UDSコーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合 100%

8. 今後の見通し

本優先株式の発行により、当社における事業の安定的且つ長期的 な成長、並びに普通株主に帰属する株主価値の向上を実現していきます。

なお、業績に与える影響は軽微であり、今期の業績予想に変更はありません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本優先株式の発行は、希薄化率が25%以上となる可能性があることから、東京証券取引所の定める有価証券上場 規程第432条の定めに従い、株主の意思確認手続きとして本定時株主総会において承認が得られることを条件とし ております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連結売上高 (千円)	39, 919, 212	41, 096, 111	51, 027, 351
連結営業利益 (千円)	573, 199	251, 084	1, 287, 028
連結経常利益 (千円)	430, 142	530, 023	1, 386, 952
連結当期純利益又は連結当期純損失 (△) (千円)	△21, 003	224, 763	△1, 105, 033
1株当たり連結当期純利益又は1株 当たり連結当期純損失(△) (円)	△2. 33	24. 92	△122. 55
1株当たり配当金(円)	10.00	0.00	3.00
1株当たり連結純資産(円)	692.06	776.80	754. 36

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成26年5月12日現在)

種類	株式数	発行済株式数に対する比率	
普通株式	9, 149, 400株	100%	
A種優先株式	一株	- %	

※発行済株式数に対する比率は、普通株式に係る発行済株式数に対する比率につき小数点以下第3位を四捨五入し、記載しております。

(3)募集(発行)後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株式数	発行済株式数に対する比率
普通株式	9, 149, 400株	100%
A種優先株式	150株	47.94%

※発行済株式数に対する比率は、普通株式に係る発行済株式数に対する比率につき小数点以下第3位を四捨五入し、記載しております。また、A種優先株式に係る発行済株式数に対する比率は、潜在株式数の発行済株式数に対する比率を記載しております。

(注1) A種優先株式の転換価額を当初転換価額342円として算出しております。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	382円	382円	350円
高 値	480円	400円	554円
安 値	287円	282円	305円
終値	403円	357円	350円

② 最近6か月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始 値	376円	400円	410 円	386 円	351 円	355 円
高 値	402円	460円	435 円	407 円	359 円	361 円
安 値	368円	396円	385 円	325 円	334 円	353 円
終値	402円	418円	385 円	350 円	357 円	360 円

(注) 平成26年5月については、同月9日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年5月9日現在
始 値	360 円
高 値	360 円
安 値	360 円
終値	360 円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

Ⅱ. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

本優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本優先株式を追加し、本優先株式に関する規定を新設するものです。

2. 定款変更の内容

本優先株式の発行を可能とするため、本優先株式の追加及びそれに伴う既存の規定の変更を内容とする定款変更を行うものであります。なお、この定款変更については、本定時株主総会において、本優先株式の発行に係る議案の承認が得られることを条件とします。

定款変更の内容は別添2のとおりです。

3. 定款変更の日程

本優先株式発行に係る定款変更は以下の日程にて実施する予定となっております。

平成 26 年 5 月 12 日 (月)	定款の一部変更議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決 議
平成 26 年 6 月 27 日 (金)	本定時株主総会決議(予定)及び定款変更の効力発生日(予定)

Ⅲ. 資本金の額及び資本準備金の額の減少について

1. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことといたしました。

- 2. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領
- (1)減少すべき資本金の額

750,000,000円

なお、本優先株式の発行により資本金の額が 750,000,000円増加いたしますので、効力発生日後 の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。

(2) 減少すべき資本準備金の額

750,000,000円

なお、本優先株式の発行により資本準備金の額が 750,000,000円増加いたしますので、効力発生 日の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第3項及び第448条第3項の規定に基づき資本金の額及び資本準備金の額の減少を 上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

平成 26 年 5 月 12 日 (月)	資本金の額及び資本準備金の額の減少に係る取締役会決議
平成26年6月27日(金)	債権者異議申述公告 (予定)
平成 26 年 7 月 28 日 (月)	債権者異議申述最終期日 (予定)
	本優先株式に係る払込金の払込期日 (予定)
平成 26 年 7 月 31 日 (木)	資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日 (予定)

4. 今後の見通し

本件は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額の変動はなく、当社の業績に与える影響もありません。

(参考)

資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生後の資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額

資本金 2, 190, 000, 000 円 資本準備金 2, 190, 000, 000 円 3, 882, 941, 540 円

その他資本剰余金 1,500,000,000円

以上

A種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称

ダイヤモンド電機株式会社 A 種優先株式(以下「A 種優先株式」という。)

2. 発行新株式数

150 株

3. 払込金額

1株につき 10,000,000円

4. 払込金額の総額

1,500,000,000 円

5. 増加する資本金に関する事項

増加する資本金の額は、750,000,000円(1株につき5,000,000円)とする。

6. 増加する資本準備金に関する事項

増加する資本準備金の額は、750,000,000円(1株につき5,000,000円)とする。

7. 払込期日

平成 26 年 7 月 31 日

8. 発行方法

第三者割当の方法により、UDS コーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合に全株を割り当てる。

- 9. 優先配当金
 - (1) A 種優先配当金

当会社は、剰余金の配当(A 種優先中間配当金(本項第(5)号に定義する。以下同じ。)を除く。)を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主(以下「A 種優先株主」という。)又は A 種優先株式の登録株式質権者(以下「A 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A 種優先株式 1 株につき本項第(2)号に定める額の剰余金(以下「A 種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A 種優先配当金の全部又は一部の配当(本項第(3)号に定める累積未払 A 種優先配当金の配当を除き、A 種優先中間配当金を含む。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

(2) A 種優先配当金の額

A 種優先配当金の額は、1 株につき 710,000 円とする。

(3) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して支払う 1 株あたり剰余金の配当(以下に定める累積未払 A 種優先配当金の配当を除き、A 種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度にかかる A 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、年率 7.1%(以下「A 種優先配当率」という。)で1 年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。累積した不足額(以下「累積未払 A 種優先配当金」という。)については、A 種優先配当金、A 種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して支払う。

(4) 非参加条項

A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、A 種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A 種優先中間配当金

当会社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株

主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき当該基準日の属する事業年度における A 種優先配当金の額の 2 分の 1 に相当する額(1 円に満たない金額は切り上げる。)(以下「A 種優先中間配当金」という。)を配当する。

10. 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額(以下「基準価額」という。)を支払う。

(基準価額算式)

- 1株あたりの残余財産分配価額
 - = 10,000,000 円+累積未払 A 種優先配当金

+前事業年度未払 A 種優先配当金+当事業年度未払優先配当金額

上記算式における「累積未払 A 種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)を実際に支払われた日として、第 9 項第(3)号に従い計算される額の合計額とし、

「前事業年度未払 A 種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度(以下本項において「前事業年度」という。)にかかる A 種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない A 種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかる A 種優先配当金の不足額(ただし、累積未払 A 種優先配当金に含まれる場合を除く。)とし、

また、「当事業年度未払優先配当金額」は、10,000,000 円に A 種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、残余財産分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額(ただし、残余財産分配日が平成27年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、710,000円)から、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われたA 種優先中間配当金がある場合におけるA 種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位 未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

11. 議決権

A 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会(種類株主総会を含む。)において議決権を有しない。

12. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当会社は、法令に定める場合を除き、A 種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当会社は、A 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

13. 金銭を対価とする取得請求権

A 種優先株主は、当会社に対し、平成 26 年 8 月 1 日以降いつでも、金銭を対価として A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)。当会社は、この請求がなされた場合には、A 種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A 種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えて A 種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき A 種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

A 種優先株式 1 株あたりの取得価額は、第 10 項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、第 10 項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

14. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、平成27年7月31日以降の日で、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。

A 種優先株式 1 株あたりの取得価額は、第 10 項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、第 10 項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

15. 普通株式を対価とする取得請求権

A 種優先株主は、当会社に対し、本項第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、本項第(2)号に定める条件で、普通株式を対価として A 種優先株式を取得することを請求することができる。

- (1) 取得を請求することができる期間 平成 26 年 8 月 1 日以降
- (2) 取得と引換えに交付すべき財産
 - ① 当会社は、A 種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該 A 種優先株主の有する A 種優先株式を取得するのと引換えに、当該 A 種優先株主に対して、次に定める条件により当会社の普通株式を交付する(以下当該取得を行う日を「普通株式対価取得請求権取得日」という。)。なお、A 種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法 167 条第 3 項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに 交付すべき普通株式 = (A 種優先株主が取得を請求した A 種優先株式の第 10 項に定 数 ある基準価額の総額) ÷転換価額

なお、上記の基準価額の算出においては、第10項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

② 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、342円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、平成27年1月31日

以降の毎年7月31日及び1月31日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%(以下「下限転換価額」という。)を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 当会社は、A 種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額(上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。)を調整する。

調整後既発行普通株式
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大

既発行普通株式数+交付普通株式数

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる 場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普 通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる 場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有 する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用す るものとする。

転換価額調整式で使用する「1 株あたりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該 払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当て の場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

- (b) 転換価額調整式により A 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整 後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。)の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは 当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)又は無償割当ての効力発生日の 翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを 受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その 日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割をする場合 調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを 適用する。
- (iii)取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合 調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- (c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
 - (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の 終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数 第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に 該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換 価額の調整を行う。
 - (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく 調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による 影響を考慮する必要があるとき。
 - (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる 事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により 不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各 A 種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- ③ 取得請求受付場所 大阪府大阪市淀川区塚本1丁目15番27号 ダイヤモンド電機株式会社
- ④ 取得の効力発生

取得請求書が上記③に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当会社は、A 種優 先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべき 普通株式の株主となる。

以上

定款一部変更の件(A種優先株式に関する定めの新設)

変更の内容は、下記のとおりです。

(下線は変更部分を示しております) 変 更 現行定款 案 (発行可能株式総数) (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,650万 第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,650万 株とし、各種類の株式の発行可能種類株式 株とする。 総数は、次のとおりとする。 3,650 万株 普通株式 A種優先株式 150 株

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、<u>1,000 株とす</u> る。

(新 設)

(新 設)

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、普通株式につき 1,000株とし、A種優先株式につき1株と する。

第2章の2 A種優先株式

(優先配当金)

第 12 条の 2

- 1. 当会社は、剰余金の配当(A種優先中間 配当金(本条第5項に定義する。以下同 じ。)を除く。)を行うときは、当該配当に かかる基準日の最終の株主名簿に記載又 は記録されたA種優先株式を有する株主 (以下「A種優先株主」という。) 又はA 種優先株式の登録株式質権者 (以下 「A種 優先登録株式質権者」という。)に対し 普通株式を有する株主(以下「普通株主」 という。) 又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A種優先株式1株につき本条第 2項に定める額の剰余金(以下「A種優先 配当金」という。)を配当する。ただし、 当該配当にかかる基準日を含む事業年度 に属する日を基準日として、A種優先配当 金の全部又は一部の配当(本条第3項に定 める累積未払A種優先配当金の配当を除 き、A種優先中間配当金を含む。)がすで <u>に行われているときは、か</u>かる配当の累積 額を控除した額とする。
- A種優先配当金の額は、1 株につき 710,000円とする。
- 3. ある事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当(以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度

現行定款	変 更 案
·元 1J Æ 邓A	にかかるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、年率7.1%(以下「A種優先配当率」という。)で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金」という。)については、A種優先配当金、A種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをA種優先株主又は
	A種優先登録株式質権者に対して支払う。 4. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 5. 当会社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるA種優先配当金の額の2分の1に相当
(新設)	する額(1円に満たない金額は切り上げる。)(以下「A種優先中間配当金」という。)を配当する。 (残余財産の分配) 第12条の3 1. 当会社は、残余財産を分配するときは、 A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、本条第2項に定める金額を支払う。 2. A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、以下の算式に基づいて算定されるものとする。 (基準価額算式)

現行定款	変 更 案
	1 株あたりの残余財産分配価額= 10,000,000 円+累積未払A種優先配当金+前事業年度未払A種優先配当金+当事業年度未払優先配当金額
	上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日(以下「残余財産分配日」という。)を実際に支払われた日として、前条第3項に従い計算される額の合計額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度(以下本条において「前事業年度」という。)にかかるA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかるA種優先配当金の不足額(ただし、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。)とし、また、「当事業年度未払優先配当金を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降、残余財産分配日(同日を含む。)よでの期間の実日数につき日割計算により算出される金額(ただし、残余財産分配目が平成27年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、710,000円)から、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)よでの期間の実日数につき日割計算により算出される金額(ただし、残余財産分配目が平成27年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、710,000円)から、残余財産分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われたA種優先中間配当金がある場合におけるA種優先中間配当金がある場合におけるA種優先中間配当金の額を控除した金額とす
	る。 なお、当該計算は、1年を365日とした 日割計算により行うものとし、除算は最 後に行い、円位未満小数第3位まで計算 し、その小数第3位を四捨五入する。 3. A種優先株主又はA種優先登録株式質権 者に対しては、本条に定めるほか残余財 産の分配を行わない。
(新 設)	(議決権) 第12条の4 A種優先株主は、法令に別段の定め がある場合を除き、株主総会(種類株主総 会を含む。)において議決権を有しない。
(新 設)	(金銭を対価とする取得請求権)第12条の51. A種優先株主は、当会社に対し、平成26年8月1日以降いつでも、金銭を対価と

することを請求する 請求をした目を、以う 症を経りにしている。 を経対価取得請 会社法第461条第2 を限度として、法金 会数対価取得請求を強力 主に対して、法領の を対して、方もの 配可能額を超えてA 請求があた場合、 株式は取得請求され 接分の方法により決 2. A種優先株式1株2 第12条の3第2項に に従って計算さる場 項に定める基準価 会財産分配目」を 京の多配目」を 第12条の6 1. 当会社は、平成27 で、当会社は、平成27 で、当会社は、平成27 で、当会社は、平成27 で、当会社は、平成27 で、当会社は、平成27 で、当会社は、平成27 で、当会社のは、当の 優先株主又はA種優先株式0 過来したとができる。 但を「金銭対価取行 う。)。なお、一部取 接分又はその他当う。)。なお、一部取 接分又はその他当な方法によ 2. A種優先株式1株	現行定款	変 更 案
第12条の61. 当会社は、平成27章で、当会社の取締役到来したときは、当優先株主又はA種登にかかわらず、法令項に定める取得価額えにA種優先株式のすることができる(日を「金銭対価取行う。)。なお、一部取按分又はその他当会る合理的な方法によ2. A種優先株式1株		してA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)。当会社は、この請求がなされた場合には、A種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株主に対して、次項に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。 2. A種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の3第2項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算
に従って計算される に従って計算される 価額を算出する場合 項に定める基準価額 余財産分配日」を「 得日」と読み替えて (新 設) (普通株式を対価とする取得		(金銭を対価とする取得条項) 第12条の6 1. 当会社は、平成27年7月31日以降の日で、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A種優先株主又はA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次項に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。)。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。 2. A種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の3第2項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、第12条の3第2項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算す

現行定款	変 更 案
	で、普通株式を対価としてA種優先株式を 取得することを請求することができる。 (1) 取得を請求することができる期間 平成 26 年 8 月 1 日以降 取得と引換えに交付すべき財産 1) 当会社は、A種優先株主が取得請求権を 行使した場合、当該A種優先株主の有する A種優先株式を取得するのと引換えに、当 該A種優先株主に対して、次に定める条件 により当会社の普通株式を交付する(以下 当該取得を行う日を「普通株式対価取得請 求権取得日」という。)。なお、A種優先株 主に交付される普通株式数の算出に際し、 1 株未満の端数が生じたときはこれを切 り捨てるものとし、会社法 167 条第 3 項に 定める金銭による調整は行わない。
	(算式) A種優先株式の取得と引換えに交付する 当会社の普通株式の数 = (A種優先株主が取得を請求したA種優先株主が取得を請求したA種優先株式の第12条の3第2項に定める基準価額の総額) ÷転換価額 なお、上記の基準価額の算出においては、第12条の3第2項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。
	2) 転換価額 イ当初転換価額 当初転換価額 当初転換価額は、342円とする。 中転換価額の修正 転換価額は、平成27年1月31日以降の 毎年7月31日及び1月31日](以下それ ぞれ「転換価額修正日」という。)に、転 換価額修正日における時価の95%に相当 する金額(以下「修正後転換価額」とい う。)に修正されるものとする。ただし、 修正後転換価額が当初転換価額の50%(以 下「下限転換価額」という。)を下回ると きは、修正後転換価額が下記ハにより 調整された場合には、下限転換価額と する。なお、転換価額が、下記ハにより 調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。 上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日 の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における普通株式の普通取引の 毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値 (終値のない日数を除く。円位未満小数

現行定款	変 更 案
	第2位まで算出し、その小数第2位を四
	<u>捨五入する。)とする。</u>
	<u>ハ転換価額の調整</u>
	(a) 当会社は、A種優先株式の発行後、下
	記(b)に掲げる各事由により普通株式数
	に変更を生じる場合又は変更を生じる可
	能性がある場合は、次に定める算式(以
	下「転換価額調整式」という。)をもって
	転換価額(上記ロに基づく修正後の転換
	価額を含む。)を調整する。
	調整後転換価額
	= 調整前転換価額×(既発行普通株式数
	+ ((交付普通株式数×1 株あたりの払込
	金額) ÷時価)) ÷ (既発行普通株式数+
	<u>交付普通株式数)</u>
	転換価額調整式で使用する「既発行普通
	株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ない
	し(iv)の各取引に係る基準日が定められ
	ている場合はその日、また当該基準日が
	定められていない場合は、調整後の転換
	価額を適用する日の 1 ヶ月前の日におけ
	る当会社の発行済普通株式数から当該日
	における当会社の有する普通株式数を控
	除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又
	は(d)に基づき交付普通株式数とみなさ
	れた普通株式のうち未だ交付されていないなる状態はある。
	い普通株式の数を加えた数とする。 転換価額調整式で使用する「交付普通株
	数換価額調整式で使用する「欠竹音通体 式数 は、普通株式の株式分割が行われ
	る場合には、株式分割により増加する普
	通株式数(基準日における当会社の有す
	る普通株式に関して増加した普通株式数
	を含まない。)とし、普通株式の併合が行
	われる場合には、株式の併合により減少
	する普通株式数(効力発生日における当
	会社の有する普通株式に関して減少した
	普通株式数を含まない。) を負の値で表示
	して使用するものとする。
	転換価額調整式で使用する「1株あたりの
	払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該
	払込金額(金銭以外の財産を出資の目的
	とする場合には適正な評価額、無償割当 ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及
	び(iv)の場合は 0 円とし、下記(b)(iii)
	の場合は取得請求権付株式等(下記
	(b) (iii) に定義する。) の交付に際して払
	込みその他の対価関係にある支払がなさ
	れた額(時価を下回る対価をもって普通
	株式の交付を請求できる新株予約権の場
	<u>合には、その行使に際して出資される財</u>
	産の価額を加えた額とする。)から、その

現行定款	変 更 案
	取得、転換、交換又は行使に際して取得
	請求権付株式等の所持人に交付される普
	通株式以外の財産の価額を控除した金額
	を、その取得、転換、交換又は行使に際
	して交付される普通株式の数で除した金
	額 (下記(b)(iii)において「対価」とい
	う。)とする。
	(b) 転換価額調整式によりA種優先株式
	の転換価額の調整を行う場合及びその調
	整後の転換価額の適用時期については、
	次に定めるところによる。
	(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払
	込金額をもって普通株式を交付する場合
	(無償割当ての場合を含む。) (ただし、
	当会社の交付した取得請求権付株式、取
	得条項付株式若しくは取得条項付新株予
	約権(新株予約権付社債に付されたもの
	を含む。以下本ハにおいて同じ。)の取得
	と引換えに交付する場合又は普通株式の
	交付を請求できる新株予約権(新株予約
	権付社債に付されたものを含む。以下本
	<u>ハにおいて同じ。)その他の証券若しくは</u>
	権利の転換、交換又は行使により交付す
	<u>る場合を除く。)</u>
	調整後の転換価額は、払込期日(募集に
	際して払込期間が設けられたときは当該
	払込期間の最終日とする。以下同じ。)又
	は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを選出する。
	れを適用する。ただし、当会社の普通株
	<u>主に募集株式の割当てを受ける権利を与</u> えるため又は無償割当てのための基準日
	がある場合は、その日の翌日以降これを
	適用する。
	(ii) 普通株式の株式分割をする場合
	調整後の転換価額は、普通株式の株式分
	割のための基準日の翌日以降これを適用
	する。
	(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式
	若しくは取得条項付新株予約権であっ
	て、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定
	める時価を下回る対価をもって普通株式
	を交付する定めがあるものを交付する場
	合 (無償割当ての場合を含む。)、又は下
	記(c)(ii)に定める時価を下回る対価を
	もって普通株式の交付を請求できる新株
	予約権その他の証券若しくは権利を交付
	する場合 (無償割当ての場合を含む。)
	調整後の転換価額は、交付される取得請
	求権付株式、取得条項付株式若しくは取
	得条項付新株予約権、又は新株予約権そ
	の他の証券若しくは権利(以下「取得請」
	水権付株式等」という。) の全てが当初の

現行定款	変 更 案
	条件で取得、転換、交換又は行使され普
	<u>通株式が交付されたものとみなして転換</u>
	価額調整式を準用して算出するものと
	し、交付される日又は無償割当ての効力
	<u>発生日の翌日以降これを適用する。ただ</u>
	し、普通株主に取得請求権付株式等の割
	当てを受ける権利を与えるため又は無償
	<u>割当てのための基準日がある場合は、そ</u>
	の日の翌日以降これを適用する。
	上記にかかわらず、取得、転換、交換又
	は行使に際して交付される普通株式の対
	価が上記の時点で確定していない場合
	は、調整後の転換価額は、当該対価の確
	定時点で交付されている取得請求権付株
	式等の全てが当該対価の確定時点の条件
	で取得、転換、交換又は行使され普通株
	式が交付されたものとみなして転換価額
	調整式を準用して算出するものとし、当 該対価が確定した日の翌日以降これを適
	<u>用する。</u> (iv) 普通株式の併合をする場合
	調整後の転換価額は、株式の併合の効力
	発生日以降これを適用する。
	(c)(i) 転換価額調整式の計算について
	は、円位未満小数第2位まで算出し、そ
	の小数第 2 位を切り捨てる。
	(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、
	調整後の転換価額を適用する日に先立つ
	45 取引日目に始まる30 取引日の東証にお
	ける普通株式の普通取引の毎日の終値
	(気配表示を含む。)の平均値(終値のな
	い日数を除く。円位未満小数第 2 位まで
	算出し、その小数第2位を四捨五入する。)
	<u>とする。</u>
	(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必
	要とする場合以外にも、次に掲げる場合
	に該当すると当会社取締役会が合理的に
	判断するときには、当会社は、必要な転
	<u>換価額の調整を行う。</u>
	(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会
	社が行う吸収分割による当該会社の権利 義務の全部又は一部の承継、又は他の株
	式会社が行う株式交換による当該株式会
	社の発行済株式の全部の取得のために転
	換価額の調整を必要とするとき。
	(ii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以
	上相接して発生し、一方の事由に基づく
	調整後の転換価額の算出にあたり使用す
	べき時価につき、他方の事由による影響
	を考慮する必要があるとき。
	(iii) その他当会社の発行済普通株式の
	株式数の変更又は変更の可能性の生じる
L	

現行定款	変 更 案
	事由の発生により転換価額の調整を必要
	<u>とするとき。</u>
	<u>(e) 転換価額調整式により算出された調</u>
	整後転換価額と調整前転換価額との差額
	が 1 円未満の場合は、転換価額の調整は
	<u>行わないものとする。ただし、本(e)によ</u>
	り不要とされた調整は繰り越されて、そ
	<u>の後の調整の計算において斟酌される。</u>
	<u>(f) 上記(a)ないし(e)により転換価</u>
	額の調整を行うときは、当会社は、あ
	らかじめ書面によりその旨並びにそ
	の事由、調整前の転換価額、調整後の
	転換価額及びその適用の日その他必
	要な事項を株主名簿に記載された各
	A種優先株主に通知する。ただし、そ
	の適用の日の前日までに前記の通知
	<u>を行うことができないときは、適用の</u>
	日以降速やかにこれを行う。
	(3)取得請求受付場所
	大阪府大阪市淀川区塚本 1 丁目 15
	番 27 号
	ダイヤモンド電機株式会社
	(4)取得の効力発生
	取得請求書が本条第(3)号に記載す
	る取得請求受付場所に到着したと
	きに、当会社は、A種優先株式を取
	得し、当該取得請求をした株主は、
	当会社がその取得と引換えに交付
	すべき普通株式の株主となる。
	(種類性子級人)
(☆r =n.)	(種類株主総会)
(新 設)	第19条の2
	1. 第 15 条の規定は、定時株主総会と同日
	に開催される種類株主総会についてこれ
	<u>を準用する。</u> 2.第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び
	第 19 条の規定は、種類株主総会にこれを
	第 19 米の規定は、性類休主総云にこれを 準用する。
	<u>年用する。</u> 3. 第 18 条第 2 項の規定は、会社法第 324
	3. 第 16 末第 2 頃の焼たは、云社伝第 324 条第 2 項の定めによる種類株主総会の決
	議にこれを準用する。
	HDX 1 4 0 C +/ 11 7 '00

以上